

事務連絡  
平成25年11月1日

一般社団法人  
ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
課長補佐（愛玩動物用飼料対策班担当）

ペットフードを製造・販売する際の製造方法の基準への適合状況の  
確認（注意喚起）

今般、消費者からの申出によって、ペットフード製造の際の加熱殺菌工程が規定の温度条件を満たさず、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年6月18日法律第83号。以下「法」という。）第5条第1項の製造の方法の基準に適合しないことが判明し、販売業者が自主回収を行った事案がありました。当該事業者からは、以下の3つが原因との報告がありました。

- ①製造委託先の製造業者において加熱殺菌工程における製造記録の確認を怠ったこと。
- ②規定の方法に従って製造されたことを出荷前に確認する体制が機能しなかったこと。
- ③製造委託元の販売業者において、製造委託先の製造管理体制を確認する体制を確立していなかったこと。

いずれも製造管理に当たって基本的な留意事項であり、今回の事案は未然に防止することが十分に可能であったものと考えられます。

つきましては、ペットフードの製造・販売に当たっては、下記の点を再確認し、必要に応じて措置を講じるよう、貴会員への周知徹底につき御協力をお願いいたします。

## 記

- 1 加熱又は乾燥加工するペットフードを製造する場合は、原材料等に由来する微生物等を除去するのに十分な温度及び時間を加熱・乾燥工程の温度条件として設定し、作業手順書等を作成することにより工程を明確化すること。また、ペットフードが作業手順書等に従って適正に製造されたことを製造記録で確認した上で出荷すること。

なお、加熱・乾燥加工以外の法に基づく製造の方法の基準として定められていない工程についても、同様の考え方に基づき、作業手順書や製造記録等を用いて工程を明確化するよう努めること。

- 2 ペットフードを製造委託する販売業者は、製造委託先において基準・規格どおりに製造・管理されていることを確認すること。